

# 裁 決 書

審査請求人

\_\_\_\_\_ 様

処 分 庁

酒田市福祉事務所長

平成 28 年 7 月 14 日付けで審査請求人から提出された、処分庁が行った生活保護法による保護の廃止決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

## 事 案 の 概 要

- 1 審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁を実施機関として平成 25 年 7 月 25 日から生活保護を開始した。
- 2 請求人の入院を理由として、生命保険の特約に基づく給付金が \_\_\_\_\_ から支払われた。当該保険（以下「本件保険」という。）の契約者は請求人の \_\_\_\_\_ 氏（以下「\_」という。）で、被保険者及び当該給付金の受取人は請求人となっており、平成 28 年 5 月 10 日に \_\_\_\_\_ 円、同年 6 月 2 日に \_\_\_\_\_ 円、合計 \_\_\_\_\_ 円（以下「本件給付金」という。）が当該 \_\_\_\_\_ から請求人名義の金融機関口座に振り込まれた。

なお、本件保険の契約日は、平成 \_\_\_ 年 \_\_\_ 月 \_\_\_ 日となっている。

- 3 請求人は、\_\_\_ の金融機関口座に平成 28 年 5 月 19 日に \_\_\_\_\_ 円を、同年 6 月 6 日に \_\_\_\_\_ 円を振り込んだ。
- 4 処分庁は、請求人名義の金融機関口座に振り込まれた本件給付金について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知（以下「次官通知」という。））の第 8 の 3 の（2）のエの（イ）に基づき、請求人の「保険金その他の臨時的収入」と判断し、同年 6 月 27 日に保護の要否判定を行い、収入充当額が請求人の最低生活費を上回るとして同年 5 月 1 日付けで保護の廃止を決定（以下「本件処分」という。）し、同

年6月27日付け保護廃止決定通知書により請求人に通知した。

5 請求人は、本件処分を不服として平成28年7月14日付けで審査請求を提起した。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 請求人の主張

- (1) 請求人は、本件処分の取り消しを求める主張している。
- (2) また、提起の理由を、本件処分の理由とされた本件給付金は、\_\_\_\_\_が請求人を被保険者として掛け、\_\_\_\_\_が支払っていた保険によるものであるため、\_\_\_\_\_が受け取るお金であるから、請求人の口座に入金後そのまま\_\_\_\_\_の口座に振り込んでいるにもかかわらず、請求人の収入とされたことが不适当であるとしている。

#### 2 処分庁の主張

- (1) 処分庁は、本件審査請求を棄却とする裁決を求める主張している。
- (2) 本件処分は、請求人が本件給付金を受領したことによって法第26条に規定する「被保護者が保護を必要としなくなったとき」に該当するため、行ったものであると主張している。
- (3) 請求人が受領した本件給付金は、次官通知に基づき、保険金その他の臨時的収入として認定すべき性質のものであり、法第4条に規定する保護の補足性の原則からも請求人世帯の収入とみなすことが妥当と主張している。

### 理由

#### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条で「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と保護の補足性について規定しており、これは法第5条において「この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない」とされている。
- (2) 法第8条第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされており、保護の要否及び程度の決定は、次官通知第10により、この基準により認定した最低生活費と同通知第8によって認定した収入との対比によって決定するとされている。
- (3) 次官通知第8の3には収入の認定指針が示されており、(2)のエの(イ)に保険金その他の臨時的収入の取り扱いが定められている。
- (4) 法第26条では、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつた

ときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」とされている。

(5) 生命保険契約に関しては、本件保険契約に適用される平成 20 年法律第 57 号による改正前の商法第 675 条第 1 項では、「保険金額ヲ受取ルヘキ者カ第三者ナルトキハ其第三者ハ当然保険契約ノ利益ヲ享受ス但保険契約者カ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ」とされている。

## 2 本件処分について

(1) 本件保険については、契約者は\_\_であり、保険料についても契約者である\_\_が支払っているものであるが、本件給付金は(5)にあるとおり、本件給付金の受取人である請求人が当然に保険契約の利益を受けるもので、請求人固有の財産といえることから、本件給付金が請求人の口座に支払われた時点においては、本件給付金は請求人の資産であると認められる。

(2) しかしながら、請求人は(1)について不知のまま、本件保険の契約者は\_\_であり、保険料についても\_\_が支払っているものであるから本件給付金は\_\_の資産であって請求人の資産ではないと誤認し、事案の概要の 3 にあるとおり、口座に入金のある都度、合計 \_\_\_\_\_ 円を\_\_の口座に振り込んでいることにより、当該金額は請求人の手元にはない状況となっている。

(3) (2) に関連し、保険契約に基づき支払われる保険金等については、相続税法では、保険金等を保険料負担者以外の受取人が取得した場合は、保険料負担者からの贈与により取得したものとみなすと取扱うものがあり、ここには当該保険金等は保険料負担者の財産とみなすという含意があることから、この例などをみれば、請求人が本件給付金を\_\_の資産と誤認したとしてもやむを得ない面があるといえる。

また、請求人の本件給付金は\_\_のものであるという主張と、請求人が本件給付金のほぼ全額に相当する \_\_\_\_\_ 円を\_\_の口座に振り込んだという事実とは、整合性があると認められる。

(4) 保護の実施における収入認定の取扱いは、機械的、画一的に行うものではなく、被保護者の利用し得る資産であるかどうかを個別に実態をよく把握して判断する必要があるが、本件において、これまでにみた事案の実態を考慮すれば、請求人が\_\_の口座に振り込んだ金額 \_\_\_\_\_ 円については、現に請求人の手元にはないことから、これは事実上請求人の利用し得る資産とみることはできないものと認められる。

(5) 処分庁は、請求人名義の口座に本件給付金が入金されたことのみをもって、これを請求人の収入として保護の要否判定を行い、法第 26 条の規定により本件処分を行ったものであるが、これは請求人の利用し得る資産とみることができないものを請求人の資産とみなし、収入と認定して行ったもので、本件事案の実態を考慮しない不当な処分であると認められる。

### 3 結 論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 28 年 10 月 4 日

審査庁 山形県知事 吉村 美栄子

